

平成 28 年度茨城県立高等学校入学者選抜実施細則（要点）

項 目	要 点
1 応募資格	中学校を卒業又は平成28年3月に卒業見込みの者等
2 募集の課程, 学科及び定員	別に定める。
3 一般入学	すべての高等学校で共通選抜を実施するほか、高等学校の裁量で文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。
(1) 志願校及び学科の選択	1校1課程1学科に限る。 農業、工業、商業及び水産に関する学科、普通科のコース並びに3部制の定時制課程における午前の部及び午後の部については、第2志望も可能（特色選抜は除く。）。
(2) 出願期間	平成28年2月9日（火）、2月10日（水）及び2月12日（金）
(3) 志願の手續	入学願書等の提出は、中学校長を経由して行う。郵送も認める。 選抜手数料 全日制2,200円 定時制950円 ※ 入学者選抜手数料の免除制度があるので、希望する者は志願先高等学校に問い合わせる。
(4) 調査書の作成	中学校長を委員長とする調査書作成委員会を設けて作成する。
(5) 志願先の変更	志願先変更期間 平成28年2月19日（金）及び2月22日（月）
(6) 入学者の選抜	
ア 共通選抜	
(7) 学力検査	期日 平成28年3月3日（木） 教科数：5教科 時間：各50分間 ※ 定時制課程においては、国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）の3教科とすることができる。
(イ) 実技検査	期日 平成28年3月4日（金）
(ロ) 面接等	全日制課程では実施しない。面接や作文を実施する定時制課程では、平成28年3月3日（木）学力検査終了後に実施する。ただし、多部制の定時制課程の面接は平成28年3月4日（金）に実施する。
イ 特色選抜	
(7) 応募資格	「1 応募資格」を有する者で、各高等学校において定める出願要件を満たす者
(イ) 募集人員	各学科の募集定員の30%を上限とする。 実施の課程、学科及び募集人員については、別に定める。
(ロ) 面接等期日	期日 平成28年3月4日（金）
(エ) 選抜資料	調査書、学力検査の成績、面接の結果を選抜資料とするほか、作文、実技検査を実施する学校・学科においては、その結果を選抜資料に加える。
(7) 合否判定方法	
ア 特色選抜	(7) 特色選抜に出願した受検者について、調査書、学力検査の成績、面接の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。 (イ) 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、特色選抜に出願しなかった他の受検者と併せて、「イ 共通選抜」により合否判定を行う。
イ 共通選抜	(7) 共通選抜の対象となる受検者全員について、学力検査の得点合計（普通科体育コース、普通科スポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科は、実技検査の得点を学力検査の得点に加える。）の順位が募集定員から特色選抜枠の合格者数を引いた数の80%以内であり、かつ、調査書の評定合計の順位が募集定員から特色選抜枠の合格者数を引いた数以内にある者をA群とし、残りをB群とする。A群に属する者は、原則として合格とする。 (イ) B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、学力検査の結果を重視した選抜及び調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。この2つの選抜で合格する人数の比率は、20:80、30:70、40:60、50:50、60:40、70:30、80:20の中から各高等学校が決定する。 B群における学力検査重視の選抜と調査書重視の選抜で合格する人数の比率及び調査書重視の選抜で利用する項目については、「別表1 高等学校別入学者選抜実施方法」による。
(8) 合格者の発表	発表日 平成28年3月11日（金）午前9時 志願先高等学校

項 目	要 点
<p>4 第2次募集</p> <p>(1) 募集人員等</p> <p>(2) 出願期間</p> <p>(3) 第2次学力検査</p> <p>(4) 面接</p> <p>(5) 合格者の発表</p>	<p>合格者が募集定員に満たない学科（コースを含む。）について、第2次募集を行う。</p> <p>平成28年3月11日（金）県教委のホームページに発表</p> <p>平成28年3月14日（月）及び3月15日（火）</p> <p>期日 平成28年3月17日（木）</p> <p>国語、数学、外国語（英語）の3教科、各50分間で実施する。</p> <p>英語の「聞き取りテスト」は行わない。</p> <p>全ての学科について、学力検査終了後に個別面接を行う。</p> <p>発表日 平成28年3月22日（火） 志願先高等学校</p>
<p>5 定時制課程の追加入学</p>	<p>入学許可期限 平成28年4月8日（金）</p>
<p>6 定時制課程の成人特例入学者選抜</p> <p>(1) 応募資格</p> <p>(2) 選抜方法</p> <p>(3) 面接等</p> <p>(4) 合格者の発表</p>	<p>平成28年4月1日現在、満20歳以上の者</p> <p>学力検査は行わず、調査書、面接、作文その他選抜に関する資料を参考として、総合的に判定して行う。</p> <p>期日 平成28年3月3日（木）（一般の学力検査日に同じ）</p> <p>発表日 平成28年3月11日（金）（一般の合格者の発表に同じ）</p>
<p>7 第2次募集における定時制課程の成人特例入学者選抜</p>	<p>第2次募集を行う定時制課程において、第2次募集と同じ期日に、一般入学の成人特例入学者選抜に準じた方法で行う。</p>
<p>8 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い</p>	<p>隣接県で本県に隣接する通学区域等に居住する者が志願する場合、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び同協定に基づく平成28年度細部協定の定めによる。</p> <p>なお、保護者が県内にすでに居住している場合又は入学日までに県内に転入することが証明される場合には、出願を認める。</p> <p>また、大子清流高等学校森林科学科、海洋高等学校海洋技術科・海洋食品科・海洋産業科、大洗高等学校普通科音楽コース及び真壁高等学校環境緑地科については、該当の学科に対する目的意識が強く入学日までに身元引受人がいることを条件に、全国から出願できる。</p>
<p>9 転勤保護者の子女のための出願期間の特例</p> <p>(1) 対象</p> <p>(2) 出願期間</p>	<p>ア 入学願書等の出願期間を過ぎてからの保護者の転勤に伴う一家転住により、高等学校の通学に支障が生じるため、新たに本県県立高等学校を志願する者</p> <p>イ 本県県立高等学校へ出願している者で、志願先変更期間を過ぎてからの保護者の転勤に伴う一家転住により、高等学校入学後の通学に支障が生じるため、やむを得ず志願先の変更を必要とする者</p> <p>平成28年2月23日（火）及び2月24日（水）</p>
<p>10 帰国子女の特例入学者選抜</p> <p>(1) 応募資格</p> <p>(2) 実施の課程、学科及び募集人員</p> <p>(3) 学力検査</p> <p>(4) 面接</p> <p>(5) 合格者の発表</p>	<p>平成26年3月1日から入学時まで帰国した者又は帰国見込みの者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在住期間が継続して2年以上の者</p> <p>ア 全校の全日制課程及び定時制課程で実施する。</p> <p>イ 募集人員は、全日制課程及び定時制課程それぞれについて、1校につき、全学科を合わせて2人以上とする。</p> <p>実施の課程、学科及び募集人員については、別に定める。</p> <p>国語、数学、外国語（英語）の3教科について、一般入学と同一の問題で同一期日、同一の時間割で実施する。</p> <p>期日 平成28年3月3日（木）（一般の学力検査日に同じ）</p> <p>発表日 平成28年3月11日（金）（一般の合格者の発表に同じ）</p>

項 目	要 点
11 外国人生徒の特例入学者選抜 (1) 応募資格 (2) 実施の課程, 学科及び募集人員 (3) 学力検査, 面接及び合格者の発表	<p>外国籍を有する者で, 平成 28 年 3 月 1 日現在で入国後の在日期间が 3 年以内の者</p> <p>全日制課程, 定時制課程それぞれ全校で実施。募集人員は, 各課程について, 1 校につき, 全学科を合わせて 2 人以上とする。</p> <p>実施の課程, 学科及び募集人員については, 別に定める。</p> <p>帰国子女の特例入学者選抜に準じて行う。</p>
12 連携型中高一貫教育校の入学者選抜 (1) 応募資格 (2) 募集人員 (3) 出願期間 (4) 志願先の変更 (5) 面接等 (6) 合格者の発表	<p>常陸大宮市立明峰中学校及び常陸大宮市立御前山中学校を平成 28 年 3 月に卒業見込みの者</p> <p>別に定める。</p> <p>平成 28 年 2 月 9 日 (火), 2 月 10 日 (水) 及び 2 月 12 日 (金)</p> <p>ア 連携型入学者選抜に出願している者は, 他の高等学校の一般入学に志願先を変更できる。</p> <p>イ 連携型中学校から他の高等学校の一般入学に出願している者は, 連携型高等学校の一般入学に志願先を変更できるが, 連携型入学者選抜へは志願先の変更はできない。</p> <p>期日 平成 28 年 3 月 4 日 (金) (特色選抜に同じ)</p> <p>発表日 平成 28 年 3 月 11 日 (金) 午前 9 時 (一般の合格発表日に同じ)</p>
13 障害のある受検者等の取扱い	<p>障害のある受検者等で, 学力検査実施上特別な措置を希望する者は, 中学校長を経由して, 「障害のある受検者等に対する特別措置申請書」を原則として平成 28 年 1 月 21 日 (木) までに志願先高等学校長に提出すること。</p>
14 自己申告書の提出	<p>欠席が多いことの事情や障害のあることによって生ずることがら等について, 説明する必要がある場合, 志願者は「自己申告書」を志願先高等学校長に提出することができる。</p>
15 出願用紙の配布等 (1) 出願に要する用紙の配布 (2) 書類の作成	<p>ア 出願に要する用紙で様式 (第 1, 3~6, 8, 9, 10, 19 号) の定められているものは, 11 月上旬までに教育委員会から県内の中学校及び高等学校に対して送付する。</p> <p>イ 県外からの入学志願者については, 各志願先高等学校において, 平成 27 年 12 月 1 日 (火) から交付する。</p> <p>様式第 2, 7, 11~18, 20~24 号の書類については, 各学校で様式に従い作成する。</p> <p>様式については, 茨城県教育委員会ホームページからダウンロードすることができる。</p>